登録申請に必要な書類

登録の申請に必要な書類は申請業種ごとに次のとおりである。

	 書類の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	備考
		号	号	号	号	号	号	号	号	****
1	登録申請書	0	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	*法第 12 条の 2 *同法施行細則第 4 条、第 4 号様式
2	案内図	0	0	0	0	0	0	0	0	*昭和56年5月21日環衛第55号衛生部長通知(以下部長通知)
3	住民票の写し、法人にあっては定款、寄付行為又は 登記事項証明書	0	0	0	0	0	0	0	0	*法施行細則第4条、第4号様式裏 *住民票の写し等にあっては市町村長の証明日(認 証日)から概ね3か月以内のもの。
4	作業の実施方法及び作業に用いる機械器具その他の 設備の維持管理の方法を記載した書面	0	0	0	0	0	0	0	0	*規則第31条 *様式は部長通知別紙7~14
5	機械器具の概要を記載した書面	0	0	0	0	0	0	0	0	*規則第31条 *1号及び8号登録業で、作業現場に常時保管されている清掃関係の機械器具は、その写真と現場ごとのリストを添付させる。 *様式は部長通知別紙4
6	監督者等の名簿及び規則第25~30条に規定する者であることを証する書面(作業監督者等一覧表中提出する書類参照)	〇 規則 第 25 条	〇 規則 第 26 条	○ 規第 26 条 2	〇 規則 第27 条	〇 規則 第 28 条	〇 規則 第28 条の 2	〇 規則 第 29 条	〇 規則 第 30 条	*規則第31条 *作業監督者等一覧表(部長通知) *様式は部長通知別紙5
7	作業に従事する者の研修の実施状況及び実施計画を 記載した書面並びに社内研修の講師としての資格を 証する書面及び登録研修修了証	0		0		0	0	0	0	*規則第31条 *様式は部長通知別紙6 *実施状況は新たに登録する場合は過去1年間、再 登録申請では過去6年間 *実施計画は今後1年間の計画
8	水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器 具の配置を明らかにする図面				0					*規則第 31 条第 5 項
9	機械等の専用の保管庫の設置場所及び構造、保管状態(施錠等)を明らかにする図面					0	0	0		*規則第31条第6、7、8項